

習志野市生活支援体制整備事業 補助金交付イメージ<訪問型>

事業	介護予防・生活支援サービス事業 国基準	備考:習志野市(案)
サービス種別	訪問型サービスB(住民主体による支援)	
サービス内容	住民主体の自主的活動として行う生活援助等	<p>臨機応変な利用を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止に努めること。 ・緊急連絡先の把握をすること。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定を受けた者(要支援1・2) ・介護予防・生活支援サービス事業対象者 <p>*上記の者が中心であれば、それに該当しない者の利用も可能</p>	要支援認定者もしくは事業対象者を半数以上受け入れること。
ケアマネジメント	あり	
市町村の負担方法	運営のための事業経費を補助	<p>月1回の報告及び請求 立ち上げ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> * 補助対象となる立ち上げ支援 内訳 事務所使用料 等 <p>運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> * 補助対象となる運営費 内訳 光熱費、保険料、通信費、 印刷製本費、消耗品費、 備品購入費、 運営リーダー謝礼金 交通費
利用者負担額	サービス提供主体が設定 市町村が設定することも可能	<p>所要時間および項目で単価を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物 ・掃除 ・家具の移動 ・草取り ・電球、照明器具等の交換 ・話し相手 ・外出の付き添い ・布団干し ・洋服の入れ替え ・大型ごみの処分 ・日曜大工的作業
サービス提供者	ボランティア主体	ボランティア講座受講者またはボランティア経験者を1名以上スタッフとすること。
備考		定期的な第2層コーディネーターの支援